

ひたちなか市地域福祉計画

改定版

助け合い 支え合う

こころでつくるまちづくり

平成24年3月

ひたちなか市

はじめに

これまで行政は、地域づくりのために、地域の人が集まるコミュニティセンターなどの環境を整備し、コミュニティ組織を立ち上げながら、人や地域のつながりを作ってきました。この取り組みは一定の効果を上げ、現在も地域づくりに大きな役割を果たしています。

しかしながら、昨今の社会情勢や社会制度の変化、市民意識や価値観の多様化などにより、気軽に縁側でお茶飲み話をするというような、従来の人付き合いのできる地域は少なくなってきており、ひきこもりや孤独死、地域活動への参加のきっかけがないなどといった、いわゆる無縁社会が社会問題化しています。

また、家庭や地域のつながりが弱くなった中では、以前であれば解決されていたことが、解決できずに問題化してしまい、これらに対して、行政のみで施策や制度を再構築したとしても、十分な対応は難しくなってきます。

その一方で、本市では高齢者や子育て中の親の支援を行うなど、市民自らが地域の課題に取り組む動きも多く見られることから、市民福祉活動に関して大いなる力を持つまちであると期待されます。今後、新しい課題に対応していくためには、この市民力と行政がいかに協働していくかが、解決の鍵となります。

以上を踏まえながら、この改定版は、地域のつながりや地域同士の助け合いなど、これからの時代にあった「地域福祉」を、どのように考え、具体的にどう行動していくかを示したものです。

目次

はじめに

第1章 計画改定の考え方	1
1. 改定の目的	1
2. 地域福祉計画の位置付け	1
(1) 社会福祉法	1
(2) 本市における他の福祉計画について	2
3. 地域福祉計画の位置づけと他の計画との関係イメージ	3
第2章 ひたちなか市の地域福祉を取り巻く状況	4
1. 地域福祉計画策定時（平成19年度）から平成23年までの状況の変化	4
(1) まちづくり条例の制定	4
(2) 新たな福祉課題	6
(3) 東日本大震災	7
(4) 少子高齢社会	8
(5) 地域福祉活動計画	11
(6) 地域福祉活動の現状	12
2. 現計画（平成19年度策定）の評価	14
(1) 平成21年度調査	14
(2) 平成22年度調査	15
3. 井戸端会議	17
第3章 ひたちなか市における地域福祉の考え方	19
1. ひたちなか市における「地域福祉」	19
2. 基本理念	19
3. 計画の基本目標	19
(1) 誰もが安心して利用できる福祉の推進	19
(2) ふれあいと助け合いのある地域づくり	20
(3) 地域活動やボランティア活動の推進	20
4. 本市における日常生活圏域	20
第4章 ひたちなか市における地域福祉の推進	22
1 地域福祉推進のための施策	22
(1) 推進施策に対する考え方	22
(2) 重点施策	22
2 計画の進行管理	24

資料編	25
1. ひたちなか市地域福祉計画推進委員会	27
(1) 設置要綱	27
(2) 委員名簿	28
(3) 開催状況	30
2. 井戸端会議	32
(1) 開催方法	32
(2) 周知方法	32
(3) 開催状況	32
3. 地域福祉計画改定ワーキンググループ	34
(1) 目的	34
(2) 名簿	34
(3) 開催状況	34

第1章 計画改定の考え方

1. 改定の目的

本市では、平成19年度に、市民公募委員を含む各関係機関の参画により組織された「地域福祉計画策定委員会」において地域福祉計画を策定し、計画の中で位置づけた各種事業の推進に取り組んでまいりました。この5年の間にも、社会情勢の変化や、地域福祉を取り巻く状況の変化、さらには新しい福祉課題が出てきていることから、これらへの対応、さらには、井戸端会議や推進委員会を開催する中で明らかとなった課題への対策を盛り込むとともに、新たな動きに対応した計画内容とするため、地域福祉計画の改定を行なうものです。

2. 地域福祉計画の位置付け

(1) 社会福祉法

地域福祉計画は、平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項であり、その策定は、各地方自治体が主体的に取り組むこととなっております。

この法律の中において地域福祉計画は、地域住民の皆様の意見を十分に反映させながら策定する計画であり、今後の地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱になるものとしております。

(参考)

[社会福祉法]

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 本市における他の福祉計画について

本市では、福祉分野の個別計画として、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害福祉計画、次世代育成支援対策行動計画を策定しております。

①高齢者福祉計画・介護保険事業計画（しあわせプラン21）

本市においては、第3期（平成18年度から平成20年度）のひたちなか市高齢者福祉・介護保険事業計画（以下「しあわせプラン21」）及び第4期（平成21年度から平成23年度）しあわせプラン21を策定し、平成27年における高齢者介護の姿を念頭においた「介護サービス基盤の整備」や「介護予防の推進」、「認知症高齢者支援対策」などを基本方針として推進を図ってまいりました。国は、第5期介護保険事業計画の策定にあたり、「地域包括ケアの確立」を理念として示しています。この「地域包括ケア」とは、高齢者が可能な限り住みなれた地域で安心して生活が送れるよう「医療」、「介護」、「予防」、「見守り、配食などの多様な生活支援」並びに「住まい」などを一体的に提供していく考え方であり、本市においても、この理念をふまえて、これまでの計画や平成27年（2015年）の将来像をふまえた9年間のまとめとして、第5期しあわせプラン21を策定しております。

第5期しあわせプラン21は、第4期しあわせプラン21を高齢者の実態や社会動向にあわせて見直したものです。また、「ひたちなか市第2次総合計画基本構想」をふまえ、高齢者に向けた介護、福祉施策を総合的に展開し、「元気で思いやりと優しさに支えられたまちづくり」を目指すとともに、関連する国、県、ならびに各所管で定める計画との調和を保つものとなっております。

②障害福祉計画

平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」に基づく「ひたちなか市障害福祉計画」を平成19年3月に策定し、障害福祉サービス利用の見込み量とサービス供給体制確保のための方策などについて定めております。

現計画の「ひたちなか市障害福祉計画第2期計画」は、前計画より取り組んでまいりました障害福祉施策を更に充実させ、障害のある方が、生活の様々な場面において安心して暮らしていただけますように、福祉サービスの推進や生活環境の整備をより一層進めるために定めたものであります。

また、障害者自立支援法が廃止され、障害者総合福祉法の制定が見込まれることから、制定過程において情報収集に努めながら、サービスが継続されるよう適切に対応してまいります。

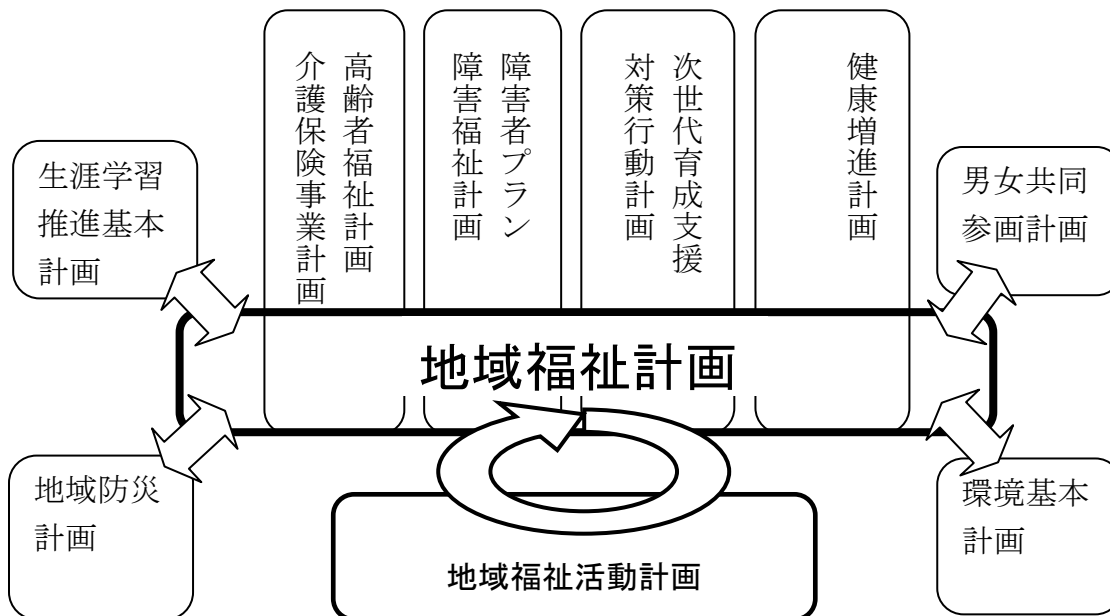
③次世代育成支援対策行動計画

国は、急速に進む少子化の流れを変えるため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定いたしました。この法律は、10年間（平成17年度～平成

26年度)の集中的・計画的な取り組みを推進するため、地方公共団体や一定の規模以上の事業所に次世代育成支援のための行動計画の策定を義務付けました。本市においてもこの法律に基づき、平成17年3月に平成17年度から21年度までの5年間を前期計画とする「ひたちなか市次世代育成支援対策行動計画」を策定し、次代を担う子どもたちを育てる環境を、家庭だけでなく地域全体で支援する社会の実現に向けて取り組んできたところです。

平成22年度から平成26年度までを計画期間とする現計画は、「子どもの健やかな成長を見守る 絆で結ばれた地域の実現」を次世代育成支援における基本理念といたしました。子どもが健やかに成長し、保護者が安心して暮らせる環境づくりのため、行政はもとより地域、企業、関係団体等が一体となって子どもたちを見守り、育んでいくまちの実現に向けて事業を推進してまいります。

3. 地域福祉計画の位置づけと他の計画との関係イメージ



地域の課題や家庭の問題は、本来、子どもや高齢者と別れているものではなく、一体的なものとなっております。しかしながら、行政の組織は、効率性の視点から各分野に専門化しております。このことから地域の課題は、行政の制度から抜け落ちてしまうなど、なかなか解決されない場合があります。例えば、昼間だけひとり暮らしになる高齢者は、現行の行政制度では対象となりません。また一方では、すべての地域課題を、行政の制度とすることにも限度があります。

ひたちなか市の地域福祉計画は、この専門化された福祉について、仲を取り持ちながら、さらには、関係する計画と相互に連携しながら、地域福祉を推進する計画としてまいります。

第2章 ひたちなか市の地域福祉を取り巻く状況

1. 地域福祉計画策定時（平成19年度）から平成23年までの状況の変化

（1）まちづくり条例の制定

ひたちなか市では、市民、議会、行政がお互いに連携し、協力してまちづくりを進めるための基本ルールとして、「ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例」を制定し、平成22年4月1日に施行いたしました。

この条例は「ひたちなか市自治基本条例をつくる市民会議」に参加した市内の公共的団体や市民活動団体、市民ボランティアの方々の協力により約1年5か月かけて作成された「素案」を元に、パブリック・コメントや市議会特別委員会での意見を踏まえて修正を重ね、平成22年市議会3月定例会において可決され、制定されたものです。この条例において、市、議会、市民の役割と責務を明文化しております。

さらに、市民と市が自由な意見交換をするための「まちづくり市民会議」を置くこととしていることから、この市民会議で出た意見について、地域福祉に関わるものについては、連携して検討していく必要があります。

（参考）

（市民の責務）

第7条 市民は、まちづくりの主役として、次の責務があります。

- (1) 自らのこととしてまちづくりに積極的に関わること。
- (2) 一人ひとりが自ら考え、自らの発言に責任を持って行動すること。
- (3) 公共サービスに伴う費用を負担すること。

2 市民は、市政を支えるため、法律または条例の定めるところによる納税の義務があります。

（議員の役割）

第14条 議員は、選挙による信託を受けた市民の代表として、まじめに、ひたむきに市民の声に耳を傾け、まちづくりの課題に取り組みます。

2 議員は、議案についての質疑、討論、表決、議案・動議の提出などの権限を行使し、議会を運営します。

3 議員は、市民の意見・提案などに対して公平、公正、誠実に応答し、必要に応じて請願を議会に紹介します。

4 議員は、政策立案や審議に必要な知識の向上や技能の研さんに努めます。

5 議員は、市民に分かりやすく効率的な議会運営に努めます。

(市長の役割)

第15条 市長は、選挙による信託を受けた市の代表として、市政運営にリーダーシップを発揮します。

2 市長は、まじめに、ひたむきに市民の声に耳を傾けるとともに、公平、公正、誠実に、透明性をもって職務を遂行します。

3 市長は、毎年度における市政運営の方針を定め、これを市民と議会に説明するとともに、その達成状況を公表します。

4 市長は、中期的な財政見通しのもとに予算を編成し、適正に執行するとともに、予算の執行状況と成果、財政に関する事項について、分かりやすく公表します。

5 市長は、市政運営の適切な執行を図るため、市の職員を指揮監督します。

(市の職員の役割)

第17条 市の職員は、組織の長の命を受けて市政運営を担い、公平、公正、誠実に、透明性をもって職務を遂行して市民の信頼に応えます。

2 市の職員は、市民との対話を通じて意思の疎通を図り、地域の実情を把握するとともに、職務を遂行する上で必要な知識、技能の習得に努めます。

3 市の職員は、市民の一員として自ら考え、行動することにより、職務を離れてもまちづくりに参加するように努めます。

第4章まちづくり市民会議

(設置)

第23条 この条例の目的を推進し、まちづくりに関する課題や市の施策などについて、市民と市が自由に意見を交換するため、まちづくり市民会議（以下「市民会議」といいます。）を置きます。

(会議運営)

第24条 市民会議は、市民と市の協働により運営します。

2 市民会議は、体験学習やグループ討議などの手法により、市民が参加しやすく発言しやすい運営を行います。

3 市民と市は、市民会議で提案され、公共の利益の増進に効果があると合意した結果について、関係機関と協議の上、施策への反映に努めます。

4 この章に定めるもののほか、市民会議の運営について必要な事項は、市長が別に定めます。

(2) 新たな福祉課題

少子高齢化など社会情勢が変化する中で、本市においても次のような「新たな福祉課題」への対応が求められております。

①昼間だけひとり暮らしになる高齢者の方々

高齢者のみの世帯ではないものの、昼間だけ高齢者のみの世帯となってしまう状況が、課題になりつつあります。このような場合であっても、地域とのつながりにより見守りなどを行いながら、孤立しない・させないことが必要になっております。

②老老世帯

ひとり暮らしの高齢者ではありませんが、夫婦ともに高齢者となり、例えば夫が要介護状態にある場合に、高齢の妻が介護しなければならない状態となる世帯が課題となりつつあります。平成23年度に、ひたちなか市社会福祉協議会が、老人相談員を通じて調査したところ、純粋な高齢者ふたり世帯（ふたりとも75歳以上）は、1,107世帯となっております。そのうち、約2割の世帯で、老老介護の状況が確認されております。

③引きこもり

近年、全国的に問題となっております。若者が、外との接触を避ける事例や近所の方が何度声をかけても、なかなか地域の集まり場に出席せず、家で過ごしている高齢者などが例として挙げられます。特に、若者の引きこもりは社会問題化しており、長期にわたる引きこもりの場合、専門的な対応が求められ、ゆっくりと段階的に対応しなければならないこととなります。

若者でも高齢者でも年齢を問わず、ちょっとした理由から引きこもりになる可能性はあり、状況が深刻化する前に、身近に居場所となるような場があるのとないのとでは、その後の解決に大きく差が出てくることから、何らかの形での居場所づくりが求められます。

解決に向かう手段としては、適切な相談体制や訪問支援活動とともに、受け入れてもらう地域の居場所が考えられます。

(3) 東日本大震災

平成23年3月11日(金)午後2時46分頃、三陸沖を震源とする、最大震度7、震源の深さ10km、マグニチュード9.0の地震が発生しました。本市においても震度6弱を観測し、津波も発生したことから、大きな被害を受けました。

災害時においては、普段からの備えが大切です。それは、食料の備蓄など物資の面ばかりではなく、「地域のつながり」も、普段から構築されていなければ、いざというとき助け合うことは難しくなります。

今回の「東日本大震災」においても、例年、地域のお祭りで炊き出しをしている地域であれば、その例年通りの炊き出しをすれば、地域で助け合うことができますが、災害が発生したからと言って、急に炊き出しが地域でできるものではありません。

地域が限定される災害ならまだしも、市内全域が被災するような災害の場合、行政のできることは自ずと限定されてきます。その時、ただ単に行政の救助を待つのと、地域で自らが行動するのでは、大きな違いが出てきます。その行動ができるかどうかは、普段からの地域につながりがあるかどうかになります。

また、災害弱者への対応として、民生委員によるひとり暮らし高齢者の安否確認や自治会による要援護者への水の配布など、地域において行政で対応しきれない部分について行っていただきました。

災害時の要援護者支援については、本市はいち早く市内の整備を完了し、その実効性について検証してまいりました。その名簿をもとに、混乱のもととなった水道水の配布や要援護者の安否確認に大きな役割を果たしました。

しかしながら、今回の東日本大震災においては、災害時の情報伝達の手段が十分に使用できなかったことから、大きな不安を抱くこととなりました。今回のような大きな災害時では、いかにして情報伝達するかが、避難などの行動の際の対応に大きな違いをもたらすことから、情報伝達手段をどのように確保するかが課題となっております。

(4) 少子高齢社会

本市においても、少子高齢化は進んでおり、平成27年(2015年)には、高齢化率が25%、平成32年(2020年)には27%になることが予想されております。

また、現状においても、高齢化率は、市内全体で見れば20%程度ですが、地域別に見ると、さまざまであることが分かります。旧勝田地域においても、地域において差がありますし、旧湊地域においては、一部地域を除き、ほぼ30%前後の高齢化率となっております。

このことから、市内一律で高齢化率などを見るのではなく、地域に応じたきめ細かな対応が求められます。

市では、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、「おとしより相談センター(地域包括支援センター)」を市内3ヶ所に設置しています。ここでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が中心となって、介護予防事業対象者の介護予防ケアプランの策定、評価など高齢者への総合的な支援を行っております。

○人口等数値比較

	平成19年度	平成22年度	増減率
人口	156,444	158,393	1.2%
世帯数	59,287	62,157	4.8%
高齢者人口(65歳以上)	28,021	31,522	12.5%
高齢化率	17.9%	19.9%	—
65歳以上の単身者世帯数 (高齢福祉課調査)	2,519	2,928 (2,717)	16.2%
18歳未満人口	29,682	29,386	△1.0%

(平成23年4月1日現在)

1. 学区別						
学校名	人数	世帯数	年齢区分0-14	年齢区分15-64	年齢区分>=65	高齢化率
勝田第一中学校	29,598	12,193	4,615	19,290	5,693	19.23%
勝田第二中学校	25,145	10,019	4,089	15,594	5,462	21.72%
勝田第三中学校	15,967	5,988	2,463	10,193	3,311	20.74%
佐野中学校	24,759	9,375	4,382	16,278	4,099	16.56%
大島中学校	17,595	7,351	2,632	11,883	3,080	17.50%
田彦中学校	15,317	6,288	2,548	10,381	2,388	15.59%
那珂湊中学校	19,994	7,713	2,544	12,214	5,236	26.19%
平磯中学校	7,553	2,838	752	4,690	2,111	27.95%
阿字ヶ浦中学校	2,295	796	229	1,425	641	27.93%
計	158,223	62,561	24,254	101,948	32,021	20.24%

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

2. 字別						
大字漢字	人数	世帯数	年齢区分0-14	年齢区分15-64	年齢区分>=65	高齢化率
共栄町	395	205	48	276	71	17.97%
元町	208	91	12	133	63	30.29%
勝田中央	283	132	36	186	61	21.55%
勝田泉町	826	387	102	540	184	22.28%
表町	269	140	20	177	72	26.77%
春日町	241	103	36	139	66	27.39%
石川町	709	344	144	512	53	7.48%
青葉町	998	480	177	774	47	4.71%
大成町	1,400	639	190	884	326	23.29%
中根	10,616	4,253	1,510	6,836	2,270	21.38%
東石川(大字)	8,908	3,541	1,592	5,918	1,398	15.69%
勝倉	3,573	1,526	544	2,363	666	18.64%
武田	2,263	899	396	1,441	426	18.82%
勝田本町	1,403	679	161	964	278	19.81%
金上	1,634	636	274	1,053	307	18.79%
三反田	3,401	1,217	565	2,133	703	20.67%
枝川	1,478	594	144	942	392	26.52%
津田	8,939	3,431	1,173	5,126	2,640	29.53%
市毛	5,951	2,500	1,086	3,811	1,054	17.71%
堀口	2,058	923	275	1,396	387	18.80%
勝田中原町	163	57	32	125	6	3.68%
馬渡	8,558	3,258	1,210	5,470	1,878	21.94%
長砂	1,130	389	137	708	285	25.22%
足崎	6,705	2,556	1,059	4,329	1,317	19.64%
田彦	7,209	3,002	1,124	4,928	1,157	16.05%
稲田	4,824	1,908	830	3,224	770	15.96%
佐和	3,728	1,261	633	2,466	629	16.87%
高場	9,375	3,753	1,576	6,634	1,165	12.43%
高野	7,218	2,636	1,228	4,341	1,649	22.85%
後台	854	286	164	541	149	17.45%
長堀町	1,538	547	451	995	92	5.98%
松戸町	1,213	465	232	807	174	14.34%
笹野町	1,384	658	160	958	266	19.22%
後野	486	185	65	346	75	15.43%
小砂町1丁目	718	333	91	450	177	24.65%
上野2丁目	43	16	8	25	10	23.26%
はしかべ	1,869	746	339	1,249	281	15.03%
大平	1,950	855	201	1,223	526	26.97%
東大島	3,072	1,310	444	2,010	618	20.12%
西大島	3,038	1,290	456	2,055	527	17.35%
東石川	1,990	918	251	1,362	377	18.94%
堂端	170	68	24	123	23	13.53%
外野	2,050	836	391	1,473	186	9.07%
新光町	456	154	180	258	18	3.95%
津田東	2,010	638	658	1,230	122	6.07%
小貫山	1,077	369	300	685	92	8.54%

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

大字漢字	人数	世帯数	年齢区分0-14	年齢区分15-64	年齢区分>=65	高齢化率
海門町	851	348	59	490	302	35.49%
栄町	568	237	46	331	191	33.63%
山ノ上町	310	134	38	168	104	33.55%
积迦町	623	255	52	368	203	32.58%
湊中央	685	267	91	367	227	33.14%
湊本町	591	231	58	309	224	37.90%
東本町	546	235	43	322	181	33.15%
富士ノ上	593	221	48	343	202	34.06%
和田町	720	303	60	415	245	34.03%
牛久保	972	402	57	561	354	36.42%
殿山町	1,119	435	153	675	291	26.01%
湊泉町	411	173	23	231	157	38.20%
八幡町	524	220	45	302	177	33.78%
洞下町	323	138	31	196	96	29.72%
館山	30	7	4	17	9	30.00%
幸町	587	219	46	384	157	26.75%
相金町	1,359	561	138	894	327	24.06%
田中後	512	173	107	339	66	12.89%
国神前	28	13	3	16	9	32.14%
峰後	246	90	46	163	37	15.04%
関戸	29	12	0	22	7	24.14%
船窪	8	3	0	6	2	25.00%
猪谷津	18	7	0	14	4	22.22%
浅井内	62	24	9	35	18	29.03%
沢メキ	8	3	0	7	1	12.50%
道メキ	314	98	40	231	43	13.69%
廻り目	12	7	0	7	5	41.67%
湊中原	180	63	32	116	32	17.78%
赤坂	233	76	40	145	48	20.60%
西赤坂	206	94	11	116	79	38.35%
和尚塚	88	24	22	59	7	7.95%
鶴代	96	35	9	69	18	18.75%
烏ヶ台	309	138	30	173	106	34.30%
十三奉行	308	109	51	209	48	15.58%
西十三奉行	931	354	144	608	179	19.23%
田宮原	1,308	478	278	825	205	15.67%
四十発句	2	1	0	1	1	50.00%
新堤	71	65	2	9	60	84.51%
雨沢谷津	9	4	2	5	2	22.22%
小谷金	77	29	9	48	20	25.97%
部田野	1,168	364	323	685	160	13.70%
柳沢	318	113	36	203	79	24.84%
柳が丘	1,089	414	86	658	345	31.68%
美田多町	200	63	18	131	51	25.50%
神敷台	1,486	521	268	1,026	192	12.92%
平磯町	4,252	1,661	439	2,596	1,217	28.62%
平磯遠原町	848	298	85	577	186	21.93%
磯崎町	2,488	893	231	1,544	713	28.66%
阿字ヶ浦町	2,126	734	212	1,313	601	28.27%

(5) 地域福祉活動計画

ひたちなか市社会福祉協議会において「未来につなごう 一人ひとりのささえあい」を基本理念として、平成21年度から平成25年度の5カ年の計画として策定されました。基本目標を、①理解、②共生、③交流、④情報、⑤基盤とし、10の基本計画と実施計画を掲げております。

「地域福祉活動計画」とは

地域福祉ニーズが複雑・多様化している中で、公的な福祉制度のみに頼らず、住民参加による地域の支えあいを実現していくために、地域の住民や各種団体が主体的に参加して策定する民間の活動・行動計画です。

「地域福祉活動計画」と社会福祉協議会

『地域福祉活動計画』は、住民活動を中心とした計画で、法律に規定されたものではありません。一方、社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として社会福祉法に規定された、地域の住民や民間福祉団体で組織された団体です。

このようなことから、『地域福祉活動計画』は、地域住民や民間福祉団体の参画のもと、社会福祉協議会が中心となり策定していくかたちが全国的にとられております。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」

ともに地域福祉の推進をめざす計画であるという意味では同じです。「地域福祉活動計画」は社会福祉協議会が中心となって住民組織や福祉関係団体等と策定した社会福祉団体の福祉計画であり、行政の地域福祉計画と策定主体は異なりますが、相互に連携して地域の福祉課題の解決を目指します。

(参考)

[社会福祉法]

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

- | |
|--|
| 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 |
| 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 |

(6) 地域福祉活動の現状

本市においては、下記のような地域福祉活動が行われております。

①自治会活動

自治会は、地域活動において欠かせない組織となっております。社協支部にも位置づけられており、地域福祉を推進するうえで、重要な存在となっております。

例えば、要援護者台帳の作成においては、地域の民生委員が調査した「ひとり暮らし台帳」を元に対象者に意向調査し、希望した方に対しては、自治会を通して支援者を割り当てることとしております。

②ボランティア活動

市内のボランティア活動は、「ひたちなか市ボランティア連絡協議会」に加盟している団体で、32団体、574名が登録をしています。地域福祉関係や高齢者福祉関係など、その活動内容はさまざまです。

このほか、市では市内のボランティアやNPOなどの市民団体の活動や、相互の連携を促進・支援するネットワークづくりのための市民ひろばとして、「ひたちなか・まふれ愛ひろば」を設置しております。

③サロン活動

本市におけるサロン活動としては、大きく分けて子育てサロンと高齢者サロンがあります。

まず、子育てサロンについては、地域の方々や民生委員などが中心となり、公民館などを利用して、子育てするお母さん方が、家にこもりがちにならないよう息抜き場として、また参加者の情報交換の場として活動されています。「子育て応援BOOK」に掲載されているサロンで、32団体あります。この他、市内では子育て中のお母さんを中心とした任意の「子育てサークル」があります。これらについても、現状把握に努めながら、今後の地域福祉を推進するうえでいかに協力を得られるのか、検討していく必要があります。

次に、高齢者サロンについては、子育てサロンと同様に、地域の方々や民生委員などが中心となり、公民館などを利用して、ひとり暮らし高齢者などが家にこもりがちにならないようふれあいの場として活動されています。

これらのサロンが活発に活動される一方で、子育てサロン・高齢者サロンに出て来られないような方もいることから、より気軽に立ち寄れる場づくりも必要となっ

ております。

④空き施設を拠点とした地域福祉活動

市の空き施設を拠点として、地域の方たちが主体となりながら活動をしています。子どもから高齢者まで幅広い年代を対象とした伝統的な行事や専門家を招いての健康教室などが開催されております。

⑤買い物支援を中心とした地域福祉活動

地域で買い物する場が無くなるとの危機感から、空き店舗を活用した店舗が地域の人たちを中心として運営されております。このお店では、買い物支援のほか、地域の方々のための健康講座や趣味講座なども開催されております。

⑥地域ケアシステム

支援を必要とする全ての方々に対して、地域ケアコーディネーターが中心となり、保健・医療・福祉の関係者や地域住民・ボランティア等による在宅ケアチームを編成し、本人及び家族全体の生活支援を行うものです。支援の対象となる方に制限はありません。地域で生活課題を抱えた全ての方々が支援の対象です。市町村または市町村社会福祉協議会に配置された地域ケアコーディネーターが、支援を必要とする方へのサービス調整をしています。

本市においては、市社会福祉協議会へ委託し、月1回程度地域ケアシステムサービス調整会議を開催しています。



地域福祉活動（ワイワイふれあい館）の様子

2. 現計画（平成19年度策定）の評価

現計画においては、「助け合い 支え合う ころでつくるまちづくり～誰もがいきいきと暮らす地域をめざして～」を基本理念として、「誰もが安心して利用できる福祉の推進」、「ふれあいと助け合いのある地域づくり」、「地域活動やボランティア活動の推進」の3つの基本目標を掲げました。

この基本理念、基本目標のもと、推進事業として87事業を掲げております。その進捗状況を調査し、進行管理をしながら、「ひたちなか市地域福祉計画推進委員会」において計画の内容について、協議・検討を行ってきました。

進捗状況の調査結果については、下記のとおりですが、内部評価ではあるものの「計画どおり進捗している」、「概ね進捗している」がほとんどであり、一定の評価はできると考えられます。しかしながら、地域福祉という視点で事業を推進しているかどうかは各課において温度差があるところであり、地域福祉を推進する事業として適当かどうか、さらに精査する必要があります。また、地域福祉を推進するうえで、その進捗状況に合った事業の改善や工夫が必要になってまいります。

（1）平成21年度調査

- ・調査時期：平成21年5月
- ・調査方法：各窓口担当課に文書メールで、調査票（事業概要、数値目標、H19、20実績、評価と課題等）の提出を依頼。
- ・対象：19課1協議会（提出期限 平成21年6月12日）
- ・調査項目：87事業129項目
 - ・同じ事業で窓口が複数ある場合―枝番で表記
 - ・再掲8事業含む

○目標年度や数値目標があるもの 5件（5/121=4.1%）

○進捗状況（各課判断）

A：計画どおり進捗している	43	（35.5%）
B：概ね進捗している	73	（60.3%）
C：進捗しなかった	3	（2.5%）
既に事業無し	2	（1.7%）
計	121	（100.0%）

『C』

- ・「地域福祉懇談会の開催」（社会福祉課）
平成19・20年度において検討し、21年度から実施した。
- ・「ユニバーサルデザインの推進」（都市計画課）
事業費の確保が難しい状況にあるため、進捗が図れない。

- ・「人材活用(学・遊教授の活用)」(生涯学習課)
周知広報を図っても利用が増加せず、今後継続するか検討する。

『既に事業無し』

- ・「高齢者と子どものふれあい事業」(高齢福祉課)
県の補助事業だったが、事業廃止のため今後も予定が無い。
- ・「高校・高専の市民への開放講座」(生涯学習課)
それぞれの機関で実施しており、市とは特にリンクしていない。

(2) 平成22年度調査

- ・調査時期：平成22年5月～6月
- ・調査方法：各窓口担当課に文書メールで、調査票(事業概要、数値目標、H21実績、評価と課題等)の提出を依頼。
- ・対象：19課1協議会(提出期限 平成22年6月18日)
- ・調査項目：85事業127項目(昨年調査で事業無し2件除く)
 - ・同じ事業で窓口が複数ある場合一枝番で表記
 - ・再掲8事業含む

○目標年度や数値目標があるもの	5件 (5/119 = 4.2%)	
○進捗状況(各課判断)	H21	前回
A：計画どおり進捗している	45 (37.8%)	43 (35.5%)
B：概ね進捗している	73 (61.4%)	73 (60.3%)
C：進捗しなかった	0	3 (2.5%)
既に事業無し	1 (0.8%)	2 (1.7%)
計	119 (100.0%)	121 (100.0%)

『既に事業無し』

- ・「エンパワーメント・カレッジ」(女性生活課)
平成20年から「男女共生セミナーの開催」と統合し、「男女共同参画講座の開催」に変更して実施のため。

『評価が上がったもの』

- ① C→B 3件
 - ・「(仮称)地域福祉懇談会の開催」(社会福祉課)
平成20年度まで未実施だったが、平成21は2ヶ所で実施した。

- ・「ユニバーサルデザインの推進」（都市計画課）
事業費の確保が難しい状況だが，JRの旅客施設のバリアフリー化等の実績有り。
- ・「人材活用（学・遊教授の活用）」（生涯学習課）
周知広報を図っても利用は増加しない傾向にあったが，各学・遊教授へ事業の趣旨を郵送で配布したところ，利用者が急増した。

② ◎B→A 3件

- ・「ユニバーサルデザインの推進」（住宅課）
老朽化した住宅であるため，バリアフリー化するのは困難な状況であるが，共有階段手摺設置については，平成21年度で完了している。
- ・「コミュニティバスの利用促進」（企画調整課）
5コースに拡充してからは，月1万人程度の乗車人員で順調に推移している。
- ・「ボランティアの育成」（市民活動課）
市民活動お役立ちセミナーの開催を契機に，実際の市民活動につながっている。

3. 井戸端会議

市民同士で話し合いを行い、市民自らが地域における福祉について考えていただく機会として、また、市として地域における福祉の課題を抽出し、推進委員会や地域福祉計画の改定に反映させていくことを目的として「井戸端会議」を開催してきました。平成21年度には、試行的に2ヶ所で2回、平成22年度には、6ヶ所で6回開催し、平成23年度には、改定を前提とした井戸端会議を8ヶ所で16回開催いたしました。

これまで開催してきた中で井戸端会議としての課題は、
▽より広い年代層の参加
▽よりきめ細かな地域での開催
▽継続的な開催
が挙げられます。

また、井戸端会議を開催する中で出てきた意見の中で特筆すべきこととして、

- ・高齢者は、公民館まで行きたいが、なかなか遠くていけないという人もいます。高齢者の歩ける範囲は、元気な人は別であるが、5～10分歩けば相当歩く。来て下さい来て下さいと呼び込んでも、それは無理である。地域の中で、空き家などがあつたら、そこに居場所として作る。そこに集まってもらう。そういうことが大切である。
- ・テーマが無いので不安で来た。ボランティアで子育て支援を行なっているが、8年やってきて行き詰まりや悩みがあったところに、話を聞いていただいて、思いがけず良い時間になった。
- ・地域で高齢者のことや子育て支援などいろんな活動をしている方や市役所の方と話ができて、いろいろ知ることができて良かった。
- ・子どもを単に遊ばせるだけでなく、いろんな人の話を聴けてためになったし、なかなか持てない機会なので、とても良かった。たくさんの方と接することができて、まだまだ接したいと思った。来ていただいた高齢者の方にも、いろいろ教えていただいて、参考になった。
- ・退職して、地域に出ようとしても出られない人がいる。いろんなノウハウを持っている人がいるのもったいない。
- ・つながりのきっかけづくりが、必要ではないか。
- ・参加してみて感じたのは、こういう場をわざわざ設けなくても、そこに行けば常に話せると、そういう場があると良いと思った。
- ・地域のつながりや大震災に際していろいろあるが、自分で苦労してみないと分からない。つながりが必要ないという人は、それはそれでいいのではないか。でも、人

間一人では生きていけないので、それではまずい。ぜったいつながりは必要である。その辺を考えると、きっかけとしては今回の震災は良かったと思う。

- ・実家の高齢者が昼間だけひとり暮らしになる。同じ状況の人が近くにいることもあり、近所の人には良くしてもらっているのだから、地域のつながりは大切だと思う。
- ・そのままにしておくと、きづなそのものが全く無くなってしまう。
- ・常会内で、自治会館を借りてお茶飲み会をしている。外に出ない人は、なかなか出ない。出ない人は、1日中テレビを見ているらしい。その方が疲れなくて良いとのこと。何回も声をかけて、今まで出なかった人が外に出るようになった。1回来るとその後は来やすくなる。
- ・若い時は遠くにいけるが、高齢者になると遠くまでは行けない。近所に集まる場所が必要になる。高齢者が6号国道を渡って集まるのは大変である。身近に場所がないと行きたくても行けない。
- ・近所の家が空き家になっている。1万円／月で貸すとの事だが、地域で活用するには、この金額では難しい。
- ・自由に出入りできる場所、おしゃべりができる場があると良い。
- ・もっとオープンにして、いつでも来られるような場にしてほしい。
- ・緊急時は、ある程度自分で備えていないといけない。行政ばかりをあてにしてはいけない。自分でやれることは自分でやる。
- ・毎年、いろんな行事を行ってきたので炊き出しができた。が挙げられます。

これらのことから、本市としては、
＜地域のつながりづくり＞のために

▽身近な場所での居場所づくり

▽地域で活動したい人への支援

▽地域の課題について相談を受け付けるのみではなく、きめ細かく地域へ出向くが必要であると考えられます。



井戸端会議の様子（市内子育てサロン）

第3章 ひたちなか市における地域福祉の考え方

1. ひたちなか市における「地域福祉」

市民自らが生活する中で、地域の活性化について考え、行動する中で、お互いに助け合いながら地域の福祉課題について、解決していくこと。

それらに対し市は、情報や方策を提供しながら、市民と一緒に課題解決をしていくこと。

2. 基本理念

これまで述べてきた市のとりまく状況を踏まえて、次のとおり基本理念を定めます。基本理念については、前期計画を継承するものとします。

助け合い 支え合う ころでつくるまちづくり
～誰もがいきいきと暮らす地域をめざして～

誰もが住み慣れた地域で安心して幸せに暮らしていくためには、「地域のつながり」を大切にしながら、生活課題や地域課題を解決していく取り組みが必要となります。

しかし、少子高齢化の進行などの社会情勢の変化により、家庭や地域での「つながり」が希薄になってきています。そのため、本市で暮らす市民自身が、家庭や地域のつながりについて見つめ直し、安心して暮らせる地域社会を構築していく主体となることが必要となってきます。

3. 計画の基本目標

基本理念を達成するために、次のとおり基本目標を定めます。基本目標については、前期計画を継承するものとします。

(1) 誰もが安心して利用できる福祉の推進

人は誰も年齢を重ね、いつ何時福祉制度の対象になるかは分かりません。関係ないと思っていた福祉制度が必要になった時に、適切なサービスを受けられなければなりません。例えば、高齢でひとり暮らしになったときや子育て支援に関する情報が欲しいときなど、必要なときに必要な情報を得られることが重要になってまいります。個人が置かれている状況の違いによって左右されることなく、利用したい時に利用できる体制の整備を目指してまいります。

(2) ふれあいと助け合いのある地域づくり

隣近所に住んでいても、お互いの顔がなかなか見えない時代にあっては、「小地域ネットワーク」などの行政制度を推進するのみではなく、地域住民自らが動き出し、助け合うことが求められます。市民との協働の考えを基本とし、地域において知り合うきっかけづくりをしながら、お互いが助け合う機運の醸成を目指してまいります。

(3) 地域活動やボランティア活動の推進

本市においては、地域の皆さんによりさまざまな地域福祉活動が行われておりますが、さらに少しでも多くの市民が地域福祉活動の大切さに気付き、自ら活動していこうとする動きをしてまいります。また、ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会とも連携しながら活動の推進を図ってまいります。

4. 本市における日常生活圏域

地域の実情に応じた対応をするため、下記のとおり日常生活圏域を定めます。大きな枠としては、下記のとおりとなりますが、同じ区域内にあっても状況が違う場合があることから、実際の施策を行う場合、よりきめ細かな対応が求められる場合もあります。各区域については、前期計画を継承するものとします。

①勝田第一中学校区域

本市の中心部にあたり、常磐線勝田駅の東側を商店街が縦横に走り、その中に大型店舗が立地しています。近年、石川運動広場周辺を中心にマンションの建設が相次いでいるほか、勝田駅東口再開発が進められています。区域の北東部には昭和40～50年代に造成された住宅団地があり、区域の南部は農業的土地利用が比較的多くなっています。

②勝田第二中学校区域

常磐線勝田駅の西側に位置し、南北を通る国道6号線をはさんだ地域で、国道の東側の地域には工業系の大企業が立地しています。国道の西側の地域には昭和40～50年代に造成された住宅団地を始め、一般の分譲住宅が多く、区域南部の那珂川周辺の低地は、優良な水田地帯となっています。

③勝田第三中学校区域

本市北東の臨海部に位置し、常陸那珂港や国営ひたち海浜公園、常陸那珂工業団地などからなる「ひたちなか地区」と市街化調整区域による農業的土地利用が大半を占めています。県道馬渡瓜連線西側の市街化区域では、第2工業団地を取り巻くように昭和40～50年代に造成された住宅団地が点在するとともに、土地区

画整理事業が進められています。

④佐野中学校区域

本市の北部に位置し、常磐線佐和駅西側を中心に商店街を形成しています。市街化区域においては、佐和駅を中心に土地区画整理事業が進められています。市街化調整区域では、畑地と樹林地となっており、農業的土地利用が行われている地域ですが、北部には大規模な住宅団地が造成され、住宅の建設が進んでいます。

⑤大島中学校区域

常磐線勝田駅を起点とする昭和通り線の北側に位置し、土地区画整理事業による都市基盤の整備と中心市街地や昭和通り線沿線への都市機能の集積に努めている地域です。

⑥田彦中学校区域

常磐線勝田駅と佐和駅間の西側に位置し、南北に国道6号線をはさんだ地域で、国道より東側には勝田第1工業団地に工業系の企業が立地し、その周辺は住宅地となっています。

⑦那珂湊中学校区域

東は太平洋に面し、南は那珂川に囲まれており、那珂湊地区の中心市街地を形成しています。古くから人口や産業が集積しており、那珂湊漁港を中心に水産物量販店が集積しているエリアです。国道245号線沿いで土地区画整理事業が進み、商業施設や住宅が建設されています。

⑧平磯中学校・阿字ヶ浦中学校区域

本市東南の臨海部に位置し、常陸那珂港や国営ひたち海浜公園などの大規模開発が進められている「ひたちなか地区」に隣接し、海の観光レクリエーションの拠点と市街化調整区域による農業的土地利用が大半を占めています。

第4章 ひたちなか市における地域福祉の推進

1 地域福祉推進のための施策

(1) 推進施策に対する考え方

本市においては、高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉など様々な事業を展開しております。

これらの中から、地域福祉計画における基本目標を達成するための推進施策を分かりやすく明確化するために、本計画では、重点施策を定めます。

(2) 重点施策

地域福祉を推進していくうえで、行政の制度の枠組みのみで捉えるのではなく、市民の方々の創意工夫による協力を得ながら、誰もが住みよいまちにしていくことが必要であります。地域で何か活動したい人は、市内に少なからずいらっしゃいます。今回の大震災による災害ボランティアセンター登録状況にしても、400名もの方に活動していただいたところですし、井戸端会議を開催する中でも、地域のために何かしてみたいという声もありました。

また、第2章における「新しい課題」に対しては、訪問支援活動が有効とされることから、従来の相談受付のほかに、いかに市が地域に出向きながらお互いに関わりを持つかが、課題解決の鍵となってまいります。

今後とも、地域に根差した「地域福祉」としていくためには、市民の方々の「地域福祉」に対する機運を醸成し、育成していく必要があることから、本市では、市民と市民をつなぐ役割を果たしながら、地域との関わり合いが強い次の事業を重点施策として推進していきます。

①井戸端会議

本市においては、地域の課題を把握する制度として、市政懇談会、市民相談カード、市議会、市政モニター、政策課題懇談会、市民会議などがあります。これらの制度は、基本的には市民から行政へ意見や提言をすることとなります。

地域福祉計画の策定をきっかけとして始めた井戸端会議においては、市民同士で話し合いを行い、市民自らが地域における福祉について考えていただく機会としてまいります。また、市としては、それらの話し合いの中から、地域における福祉の課題を見出し、推進委員会や地域福祉計画の改定に反映させてまいります。今後ともより多くの方たちが、「地域のつながり」の大切さに気づくきっかけのひとつとなるよう開催してまいります。

開催するにあたっては、中学校区を単位とする日常生活圏域ごとの開催のほか、子育てサロンや地域の方々が集まり自主的に活動されている場などにおいて、どのようなテーマを設けるか協議をしながら開催してまいります。さらには、よりきめ

細かな開催としていくため、市開催だけでなく、関係団体と協働しながら地域が主体となった開催方法について検討してまいります。

②地域のたまり場創出支援

地域における居場所づくりは、今後ますます重要になってくることから、地域の方たちによる気軽に誰もが立ち寄れる場づくりを目指します。

子育てサロンや高齢者サロンだけではなく、サロンになかなか来られない方々にとってもより近くに、より多くできることによって、気軽に立ち寄れる場となるほか、日常的に地域に場があることが、万が一の災害時にも有効になってまいります。地域でこのような活動を始めたい方々の後押しができるよう支援してまいります。

具体的には、既に居場所づくりを始めている方などの地域福祉活動に関する事例集作成し、市内の活動状況を詳細に把握してまいります。これをふまえ、活動始めようと考えている方々に対して、情報提供や活動資金助成団体の紹介などにより支援してまいります。このような居場所づくりを通じて、「新しい福祉課題」解決の端緒としてまいります。

③サロン活動支援

地域の方々による、子育て中の親を対象とした「子育てサロン」や自宅に引きこもりがちな高齢者のための「高齢者ふれあいサロン」は、地域福祉を推進するうえで、非常に重要な存在となっております。本市においても補助金の交付や交流会の開催などにより、引き続き活動を支援してまいります。

また、このようなサロン活動のなかで、同じ世代のみの開催ではなく、世代間の交流や団体同士の交流による情報交換などを通じて、さらなる充実を支援してまいります。

④地域住民を中心とした支えあい制度の充実

小地域ネットワークや愛の定期便などは、ひとり暮らし高齢者の安否確認を地域で行うなど地域でお互いに支えあう制度として、重要なものとなっております。今後とも充実を図ってまいります。また、ファミリー・サポート・センターにつきましては、育児の手助けを受けたい人や高齢者・心身に障害のある人で生活の手助けを受けたい方（利用会員）と、それらを手助けできる人（協力会員）をつなぐ事業として実施し、毎年利用者が増えております。市民が参加できる助け合い事業として、今後も充実を図ってまいります。

⑤市社会福祉協議会との連携

市社会福祉協議会においては、地域福祉活動計画のもと、リーダー研修会による地域人材の発掘、サロン研修によるサロン同士の交流や情報交換の場を設けております。また、老人相談員制度により老老世帯への訪問や現状把握が行われております。行政だけでは捉えきれない現状を把握していくため事業の共催などを行い、市社会福祉協議会との連携を、より一層深めてまいります。

⑥関係機関・団体・事業者や庁内関係部署との連携強化

「地域福祉計画」を推進していく中で出た課題に対して、的確に対応していくため、今後とも関係機関・団体、庁内関係部署との連携を強化していくほか、団体間の連携についても検討してまいります。また、地域と事業者との関わりについても、地域特性や事業所の規模を勘案し、現状において行われていること、今後行うことができることを整理したうえで、例えば地域のボランティアと事業者の関わり方などを検討してまいります。さらに、庁内においては、関係部署によるワーキンググループを設置し、地域福祉に係る諸課題について協議してまいります。

⑦障害者理解・啓発促進

平常時はもとより、特に災害時において適切な対応をしていくためには、地域の健常者の方が障害者の方の置かれている状況を理解している必要があります。そのためには、障害者が地域に包まれて生活していく必要があることから、障害者の方々に対しての理解促進のため、啓発や各団体への支援を行ってまいります。

⑧「地域福祉」に係る広報・啓発

より多くの方が地域福祉活動に関心を持ち、参加していただくには、引き続き「地域福祉」について理解を深めていただく必要があることから、市報やホームページを通じて先行事例を紹介するなど、より多くの市民の方々の「地域福祉」への関心を高めてまいります。

2 計画の進行管理

本計画は、地域の実情に即した推進方法を検討していくため、計画期間を定めず、必要に応じて見直しや進行管理を行ってまいります。

そのために引き続き「ひたちなか市地域福祉計画推進委員会」を設置し、定期的に会議を開催し、進行管理及び評価、見直しの協議を行ってまいります。また、推進委員会の構成員には企業における地域活動実践者など、これまで市の福祉部署とあまり連携がなかった組織の参加も視野に入れ検討してまいります。

資料編

1. ひたちなか市地域福祉計画推進委員会

(1) 設置要綱

(設置)

第1条 ひたちなか市地域福祉計画（以下「計画」という。）を推進するため、ひたちなか市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 計画の実施状況の検証及び評価に関すること。
- (2) 計画の推進課題の検討に関すること。
- (3) 計画の見直しに関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民代表
- (2) 保健福祉団体関係者
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 市民憲章推進協議会関係者
- (5) 自治会連合会関係者
- (6) ボランティア団体関係者
- (7) 社会福祉施設関係者
- (8) 学識経験者
- (9) 保健所関係者
- (10) 社会福祉協議会関係者

2 委員の任期は、平成23年度までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉事務所社会福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する

(ひたちなか市地域福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 ひたちなか市地域福祉計画策定委員会設置要綱(平成18年告示第66号)は、廃止する。

(2) 委員名簿

関係機関名	役職・氏名	備考
市民代表(公募)	加藤木 巨樹	
市民代表(公募)	鈴木 健一	
市民代表(公募)	吉田 正雄	
ひたちなか市心身障害者連絡協議会	～平成21年8月24日 副会長 後藤 忠明 平成21年8月25日～ 副会長 長谷川 芳夫	
ひたちなか市保健推進員連絡協議会	～平成23年8月25日 会長 藤咲 スエ子 平成23年8月26日～ 副会長 佐野 美知子	
ひたちなか市食生活改善推進員連絡協議会	会長 安 良子	
ひたちなか市高齢者クラブ連合会	会長 橋野 文二	
ひたちなか市母子寡婦福祉会	会長 安島 令子	
ひたちなか市連合民生委員児童委員協議会	～平成23年2月22日 地区会長 黒澤 年雄 平成23年2月23日～ 地区会長 吉原 桃八	
ひたちなか市市民憲章推進協議会	会長 刈部 操	

関係機関名	役職・氏名	備考
ひたちなか市自治会連合会	会長 大和田 敬治	副委員長
ひたちなか市自治会連合会	～平成 23 年 8 月 25 日 副会長 佐藤 彦三郎 平成 23 年 8 月 26 日～ 副会長 樫村 正夫	
ひたちなか市ボランティア連絡協議会	～平成 23 年 8 月 25 日 副会長 岡崎 朝子 平成 23 年 8 月 26 日～ 副会長 浅井 克己	
ひたちなか市医師会	名誉会長 小林 克己	
ひたちなか市介護サービス事業者連絡協議会	～平成 23 年 11 月 21 日 副会長 乾 守男 平成 23 年 11 月 22 日～ 幹事 谷田部 英樹	
常磐大学	教授 池田 幸也	委員長
ひたちなか保健所	所長 荒木 均	
ひたちなか市社会福祉協議会	～平成 22 年 9 月 30 日 常務理事 平戸 志弘 平成 22 年 10 月 1 日～ 常務理事 飛田 修	

(3) 開催状況

●第1回

- ・日時 平成21年2月26日(木) 午前10時から
- ・場所 企業合同庁舎 大会議室
- ・議事 (1) ひたちなか市地域福祉計画策定後の取り組みについて
(2) ひたちなか市地域福祉活動計画(案)について
(3) 今後のスケジュールについて

●第2回

- ・日時 平成21年8月25日(火) 午前10時から
- ・場所 企業合同庁舎 大会議室
- ・議事 (1) 進行管理調査の結果報告について
(2) 推進項目に対する要望・意見報告について
(3) 地域福祉懇談会について

●第3回

- ・日時 平成22年2月18日(木) 午後3時30分から
- ・場所 那珂湊支所第一庁舎3階 第1会議室
- ・議事 (1) 地域福祉のための井戸端会議の結果について
(2) 来年度の予定について
(3) ホームページの活用について

●第4回

- ・日時 平成22年10月1日(金) 午後3時から
- ・場所 市総合福祉センター3階 大会議室
- ・議事 (1) 進行管理調査の結果報告について
(2) 推進項目に対する要望・意見報告について
(3) 地域福祉のための井戸端会議について

●第5回

- ・日時 平成23年2月23日(水) 午後3時から
- ・場所 しあわせプラザ セミナー室
- ・議事 (1) 「地域福祉のための井戸端会議」の結果について
(2) 地域福祉計画の改定について
(3) 来年度の予定について

●第6回

- ・日時 平成23年8月26日（金）午前10時から
- ・場所 市総合福祉センター3階 大会議室
- ・議事 (1) 地域福祉計画の改定について
(2) 「地域福祉のための井戸端会議」について
(3) 今後の予定について

●第7回

- ・日時 平成23年11月22日（火）午前10時から
- ・場所 市ヘルス・ケア・センター2階 会議室
- ・議事 (1) 「井戸端会議」の結果について
(2) 地域福祉計画の改定について

●第8回

- ・日時 平成23年12月16日（金）午前10時から
- ・場所 しあわせプラザ セミナー室
- ・議事 (1) 地域福祉計画の改定について

●第9回

- ・日時 平成24年2月9日（木）午後3時から
- ・場所 しあわせプラザ セミナー室
- ・議事 (1) 地域福祉計画の改定について

2. 井戸端会議

(1) 開催方法

- ・参加者は、自由に受け取ったコップ（3～5色）をもとに無作為に班に分かれる。その後、テーマをもとに各班で自由に意見交換する。最後に、その内容や感想を発表。なお、気軽な雰囲気とするためお茶を飲みながら話し合いをした。

(2) 周知方法

- ・市報に掲載したほか、公共施設や商店など人が集まる場所へのポスター掲示、関係団体へ周知した。

(3) 開催状況

●平成21年度

① 開催日時等

開催地区	日時	場所
勝田第一中学校区	11月9日（月）18：30～	1中地区コミセン 集会室
那珂湊中学校区	11月24日（火）18：30～	しあわせプラザ セミナー室

② 会議テーマ 「高齢者福祉について」

●平成22年度

① 開催日時等

開催地区	日時	場所
勝田第二中学校区	11月10日（水）14：00～	ワイワイふれあい館
勝田第三中学校区	11月11日（木）18：30～	前渡公民館 和室
佐野中学校区	11月16日（火）10：30～	小貫山集会所
田彦中学校区	11月19日（金）14：00～	市総合福祉センター 大会議室
大島中学校区	11月24日（水）10：30～	六ツ野自治会館
平磯・阿字ヶ浦 中学校区	11月26日（金）14：00～	磯崎公民館 会議室

② 会議テーマ 「ちょっと気になる身の回りのこと」

●平成23年度

① 開催日時等

開催地区	日時	場所
勝田第一中学校区	9月 6日 (火) 19:00～ 10月 6日 (木) 14:00～	一中コミセン 談話室
勝田第二中学校区	9月 8日 (木) 14:00～ 10月 4日 (火) 19:00～	市毛公民館 和室
勝田第三中学校区	9月13日 (火) 19:00～ 10月13日 (木) 14:00～	前渡公民館 和室
佐野中学校区	9月15日 (木) 14:00～ 10月11日 (火) 19:00～	佐野公民館 和室
大島中学校区	9月20日 (火) 19:00～ 10月20日 (木) 14:00～	大島コミセン 和室
田彦中学校区	9月22日 (木) 14:00～ 10月18日 (火) 19:00～	田彦公民館 和室
那珂湊中学校区	9月27日 (火) 19:00～ 10月27日 (木) 14:00～	那珂湊公民館 和室
平磯・阿字ヶ浦 中学校区	9月29日 (木) 14:00～ 10月25日 (火) 19:00～	阿字ヶ浦転作推進 センター

② 会議テーマ 「地域のつながりと大震災」

●当日の様子



3. 地域福祉計画改定ワーキンググループ

(1) 目的

市地域福祉計画改定に係る内容協議するとともに、福祉事務所内の関係各課の調整をはかるため、ワーキンググループを設置した。

(2) 名簿

所属	職名	氏名
障害福祉課	係長	横田 和浩
高齢福祉課	主幹	佐藤 由季
児童福祉課	係長	一木 宙
	係長	鈴木 秀文
社会福祉課	主事	進藤 博紀
社会福祉課 (事務局)	課長	関山 純子
	主任	武石 泰文

(3) 開催状況

●第1回

- ・日時 平成23年9月30日(金) 15:30～
- ・場所 合庁5階 第5会議室
- ・内容 (1)「井戸端会議」の結果について
(2)地域福祉計画の改定について

●第2回

- ・日時 平成23年11月1日(火) 15:30～
- ・場所 本庁2階 第2会議室
- ・内容 (1)「井戸端会議」の結果について
(2)地域福祉計画の改定について

●第3回

- ・日時 平成23年12月22日(木) 15:30～
- ・場所 児童福祉課 家庭相談室
- ・内容 (1)地域福祉計画改定版(素案)について

ひたちなか市地域福祉計画

平成24年3月改定

ひたちなか市 福祉部 福祉事務所 社会福祉課

〒312-8501

茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号

電話 029-273-0111 (代表)

FAX 029-272-2940